

令和8年度 与謝野町学童保育所のしおり (与謝野町放課後児童健全育成事業)

与謝野町学童保育所の利用希望児童を募集します。

この“しおり”をよく読んでいただきお申し込みください。

募集期間後も隨時、利用申し込みは受け付けますが、定員の都合上、利用希望に添えない場合があります。

【受付期間】令和7年11月25日（火）～令和7年12月19日（金）

【受付場所】与謝野町教育委員会事務局 社会教育課又は各学童保育所
(与謝野町役場加悦庁舎 2階 電話：43-9026)

【与謝野町学童保育所のしおりに入っている書類】

- ・利用申請書【様式第1号】 ⇒ 必ずご提出ください。
- ・児童家庭状況調査票【様式第1-2号】 ⇒ 必ずご提出ください。
- ・就労証明書 ⇒ 該当者はご提出ください。
- ・その他特別な理由書【様式第2号】 ⇒ 該当者のみご提出ください。

※申請書等は、上記の受付場所又は各学童保育所に配置しています。

※受付期間内に提出できない場合は、社会教育課（電話：43-9026）までご連絡ください。

【提出書類の注意事項】

- ・令和7年度から引き続き利用される場合も申し込みが必要です。（令和8年3月春休みの続きで、令和8年4月春休みを利用希望される場合も申し込みが必要です。）
- ・長期休業期間（春・夏・冬休み）のみ利用を希望される方も、期間内にお申し込みください。
- ・利用申請書類に不備がある場合は、お返しする場合がありますので、再度、書類を整えてご提出ください。
- ・隨時受け付けは行いますが、利用開始希望日の14日前までにご提出ください。

1 学童保育所とは

与謝野町の学童保育所は、保護者の就労や疾病その他の理由により、昼間、適切な保育が受けられないと認められる家庭の児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るための事業です。

2 利用できる人

与謝野町内に住所がある小学校1年生から6年生までの児童うち授業終了後の昼間、保護者（親以外の親族を含む）が就労・その他の理由で家庭保育が受けられない児童

※産前産後の学童保育所の利用期間については、原則、産前6週間・産後8週間とします。（特別な事情がある場合はご相談ください。）

- ・同一家庭内、同一地区内に就労していない祖父母が居住しており、物理的に見守りが可能と判断できる場合は、原則利用することができません。（特別な事情がある場合は、「その他特別な理由書」に記載ください。）
- ・学童保育所は、児童本人の希望で利用するものではありません。保護者が安心して仕事に従事できるように支援するための事業です。
- ・集団生活に慣れさせるためや近所に遊び相手がない等の理由による利用はできません。（家庭で見守りができる場合は、利用をお断りします。）
- ・就労を支援する事業のため、保護者の「ボランティア活動」「趣味の講座・教室」等を理由にした児童の受け入れは行いません。
- ・利用承認を受け、名簿登録をしている場合でも、休日等で就労されていない時間は、家庭で見守りをお願いします。

3 町内の学童保育所と利用できる地域

与謝野町では、居住地域や通学している小学校により、利用できる学童保育所を指定しています。

学童保育所名	開設場所	定員	対象児童
加悦学童保育所	旧かやこども園	80名	加悦小学校区の児童
岩滝学童保育所	旧かえでこども園	80名	岩滝小学校区の児童
三河内学童保育所	三河内学童保育所	30名	三河内小学校区の児童
市場学童保育所	市場学童保育所	30名	市場小学校区の児童
市場第二学童保育所	多目的施設じゅあん2階	20名	市場小学校区の児童
山田学童保育所	山田学童保育所	30名	山田小学校区の児童
石川学童保育所	石川学童保育所	40名	石川小学校区の児童

※なお、岩滝学童保育所については、夏休みのみ定員を90名程度に増員予定とされています。

※定員及び開設場所については、変更する場合があります。

※土曜日の合同保育について

土曜日は以下の学童保育所は、市場学童保育所において合同保育となります。三河内学童保育所、市場学童保育所、市場第二学童保育所、山田学童保育所、石川学童保育所

4 保育時間

- ・通常期（学校休業日を除く月曜から金曜）学校終業後から午後6時30分まで
- ・土曜日、長期休業期間（春・夏・冬休み）および振替休日
午前7時45分から午後6時30分まで

＜長期休業期間＞

- ・学年始休業日4月1日～4日（ただし、新1年生は、入学式の前日まで）
- ・夏季休業日7月21日～8月31日
- ・冬季休業日12月25日～翌年1月7日
- ・学年末休業日3月25日～31日

※なお、学校の事情により変更される場合があります。

※振替休校日及び気象状況その他の理由により、保育時間を変更もしくは閉所とすることがあります。

5 閉所日

- ・日曜日及び祝日（学校行事等で授業日であっても閉所とします。）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・お盆休み（8月13日～8月16日）
- ・その他、閉所を必要と認めた日（警報発令時など）

6 児童の送迎

- ・保護者（中高生は原則不可）の方が責任をもち、各学童保育所にお迎えをお願いします。（お迎え時間は厳守してください。）
- ・申請書の家族構成欄に記入された家族の方以外がお迎えに来られる場合は、事前に学童保育所にご連絡ください。
- ・児童のみによる習い事等への送り出しあはしませんので、必ず保護者のお迎えをお願いします。（学校への集団登校の場合等を除く。）

7 利用料等

（1）児童1人当たりの利用料

月	①長期休業期間のみ利用	②長期休業期間以外の期間のみ利用	合計額（①+②）
4月	1,500円	4,000円	5,500円
5月		4,000円	4,000円
6月		4,000円	4,000円
7月	4,000円	2,500円	6,500円
8月	9,000円	500円	9,500円
9月		4,000円	4,000円
10月		4,500円	4,500円
11月		4,000円	4,000円
12月	1,000円	3,500円	4,500円
1月	1,000円	3,500円	4,500円
2月		4,000円	4,000円
3月	2,000円	3,500円	5,500円

※同一世帯に属する児童が2人以上利用する場合にあっては、当該児童のうち第2子以降の利用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。

（2）実費負担

- ・おやつ代（1回につき60円）及び行事参加費等は、実費をご負担いただきます。（利用料と一緒に翌月に徴収します。）
- ・施設を破損等させた場合は、修理代をご負担いただく場合があります。

（3）利用料の減免

- ・生活保護法による被保護世帯に属する者
- ・同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による市町村民税が課税されていない世帯に属する者
- ・災害その他特別の事情がある世帯で、町長が特に必要と認める世帯に属する者

（4）利用料の納入方法について

- ・学童保育所の利用料金（学童保育利用料）は、翌月に納付していただきます。
- ・納付方法は、口座振替、コンビニ、納付書のいずれかで行っていただけますが、特に口座振替を推奨しています。

8 面接・利用承認について

（1）面接の実施

- ・新規申込者の方や学童保育利用料に滞りのある方、また、継続利用を申し込みの場合でも、書類内容や過去の利用状況によって、面接によりお話を聞かせていただく場合があります。

（2）利用承認（不承認）について

- ・放課後、低年齢の児童が留守番を一人ですることがないよう、提出書類を審査し、利用が適当と認めたときは「学童保育利用承諾書」により保護者に通知します。（令和8年2月下旬予定）
- ・入所希望者が多数の場合は、入所を待機していただく場合や不承認となる場合があります。

※なお、学童保育利用料に滞りがある場合や、申請内容に偽りが判明した場合は、利用の決定をしない場合や、決定を取り消す場合があります。

【退所・利用承認要件の喪失について】

○保護者の離職等により、家庭で見ることが可能となった場合は、利用資格を喪失しますので速やかに「学童保育退所届出書」を提出してください。

○次に該当する場合は退所していただきます。

- ・児童を家庭で見ることが可能と認められる場合
- ・学童保育所の取り決めを守っていただけない場合や、支援員の指示に従っていただけない場合、集団生活に支障をきたす場合
- ・毎月の利用料を2ヵ月以上滞納された場合

9 その他

- ・提出書類の作成の際には、別紙1「提出書類作成上の留意事項」を参考のうえ、ご記入ください。
- ・感染症等の防止対策のため、学童保育所を閉所または利用制限等をお願いすることがあります。